

伊 勢 市 公 報

第 152 号
平成 24 年 3 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市営宇治駐車場条例の施行期日を定める規則	2
○ 伊勢市営宇治駐車場条例施行規則	4
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 伊勢市議会定例会の招集について	12
○ 伊勢市営宇治駐車場の使用料の収納に関する業務の私人への委託について	13
○ 道路の区域変更について	14
○ 道路の供用開始について	15
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	16
伊勢南部土地改良区総代選挙選挙長告示	
○ 伊勢南部土地改良区総代選挙選挙長関係	
・ 候補者の届出について	17
・ 無投票の確定について	18
・ 選挙会の日時及び場所について	19
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢南部土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	20
・ 選挙長の行う告示の方法について	21
・ 候補者届出書等の提出場所について	22
・ 候補者届出書等の様式について	23
・ 投票用紙等に押すべき印について	24
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	25
・ 選挙立会人の選任について	26
・ 投票用紙の様式について	27
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	29
○ パブリックコメントの実施結果について	30
○ パブリックコメントの実施結果について	32
○ 犬の抑留について	34
○ 公示送達	35
○ 農用地利用集積計画について	36

伊勢市営宇治駐車場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 24 年 2 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 3 号

伊勢市営宇治駐車場条例の施行期日を定める規則

伊勢市営宇治駐車場条例（平成 23 年伊勢市条例第 20 号）の施行期日は、平成 24 年 3 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市営宇治駐車場条例施行規則をここに公布する。

平成 24 年 2 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 4 号

伊勢市営宇治駐車場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市営宇治駐車場条例（平成 23 年伊勢市条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間の特例)

第 2 条 伊勢市営宇治駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)の利便を図るため、市長が特に必要があると認めるときは、条例第 4 条各号に掲げる入庫することができる時間を変更することができる。

(使用の手続)

第 3 条 使用者は、入庫の際に駐車券(様式第 1 号)の交付を受けなければならない。

2 使用者は、出庫の際に駐車券を精算機に挿入し、現金又は駐車回数券(様式第 2 号)により駐車料金を清算しなければならない。

(駐車券の紛失)

第 4 条 使用者が駐車券を紛失したときは、伊勢市営宇治駐車場駐車券紛失届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(駐車料金の減免)

第 5 条 条例第 7 条の規定により駐車料金を減免することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

- (1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自動車

(損傷等の届出)

第6条 使用者は、故意又は過失により駐車場の施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、速やかに伊勢市営宇治駐車場汚損等届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

▲ 挿入方向 ▲

駐 車 券

区分	駐車料金(駐車1回につき)
最初の1時間まで	無料
1時間～2時間まで	500円(17時～7時に入庫は100円)
2時間以降	30分ごとに100円加算

-----注 意 事 項-----

- 1 駐車場内での事故・災害・盗難等については一切責任を負いません。
(第5、第6の河川敷駐車場は降雨時に**増水する恐れ**がありますのでご注意ください。)
- 2 本券を折り曲げたり、濡らしたり、磁気に近づけたりしないで下さい。
- 3 この券は出庫時に必要です。失くさないでください。

2千円札、5千円札、1万円札は使用できません。

様式第2号（第3条関係）

▲ 挿入方向 ▲

駐車回数券

100円券

この券は、駐車券の後から
1枚ずつ、入れてください。

———注意事項———

- 1 本券を折り曲げたり、濡らしたり、磁気に近づけたりしないでください。
- 2 換金、払戻しはできません。
- 3 紛失、盗難等に対しては、一切責任を負いません。

様式第3号（第4条関係）

<p>伊勢市宮宇治駐車場駐車券紛失届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p> <p style="text-align: right;">届出（出庫）者 住所 氏名 電話（ ） —</p> <p>駐車券を紛失しましたので、次のとおり届け出ます。</p>		
駐 車 場 名		
車名及び車両番号	〈車名〉	〈車両番号〉
使 用 し た 年 月 日 ・ 時 間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
※ 駐 車 料 金	円	
備 考		
<p>注) 1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 免許証の写しを添付すること。</p>		

様式第4号（第6条関係）

<p>伊勢市宮宇治駐車場汚損等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 電話 () -</p> <p>駐車場の施設又は設備を汚損・毀損・滅失しましたので、次のとおり届け出ます。</p>			
駐 車 場 名			
汚 損 等 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分		
汚 損 等 物 件 の 種 類 及 び 数 量			
汚 損 等 の 状 況			
車名及び車両番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">〈車名〉</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">〈車両番号〉</td> </tr> </table>	〈車名〉	〈車両番号〉
〈車名〉	〈車両番号〉		
(処理欄)			
注) 免許証の写しを添付すること。			

伊勢市告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 24 年 2 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 佐 波 彰

伊勢市上地町 1434 番地

変更後 佐 波 治 人

伊勢市上地町 1438 番地

伊勢市告示第 12 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 24 年 2 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 24 年 2 月 27 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 13 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市宮宇治駐車場の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 2 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する業務を委託した者

津市本町 22 番 7 号

東海警備保障株式会社

代表取締役 土井 盟子

2 委託期間

平成 24 年 3 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 14 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 24 年 2 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	宇治浦田 1 丁目 2 号線	宇治浦田 1 丁目 185 番 1 地内から 宇治浦田 1 丁目 179 番 1 地先まで	旧	6.0～7.0	83.0
			新	5.0～9.0	120.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 15 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 24 年 2 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
宇治浦田 1 丁目 2 号線	宇治浦田 1 丁目 185 番 1 地内から 宇治浦田 1 丁目 179 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 24 年 2 月 29 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第2号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年2月21日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田英子

記

- 1 日 時 平成24年2月28日（火）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第7号 平成24年度教育関係予算について
議案第8号 平成23年度教育関係補正予算（第5号）について

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

平成24年3月6日に任期満了の伊勢南部土地改良区総代選挙を、下記のとおり
執行します。

平成24年2月23日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1 選挙期日 | 平成24年3月1日(木) |
| 2 投票時間 | 午前9時から午後3時まで |
| 3 選挙すべき総代数 | 31人 |

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成24年2月23日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成24年2月23日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

提出場所 伊勢市上野町1215番地1
伊勢南部土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成24年2月23日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第19号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第16号様式の17を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成24年2月23日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記



伊勢市選挙管理委員会告示第9号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務
代理者を、下記のとおり選任します。

平成24年2月23日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
省略	近藤 弘	省略	久保 文英

伊勢市選挙管理委員会告示第10号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙立会人を、
下記のとおり選任します。

平成24年2月23日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

選挙立会人			
住所	氏名	住所	氏名
省略	浦田 政信	省略	小林 繁明

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

伊勢南部土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 24 年 2 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

平成二十四年
執行 伊勢南部土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢南部土改選選挙長告示第1号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成24年2月24日

伊勢南部土地改良区総代選挙

選挙長 近藤 弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	2. 24	本人	なかきた ただひで 中北 忠秀	男	省略	S31. 2. 11	56	無所属	農 業
2	2. 24	本人	なりた まさき 成田 雅紀	男	省略	S33. 10. 18	53	無所属	農 業
3	2. 24	本人	にしやま ひさし 西山 久	男	省略	S26. 12. 3	60	無所属	農 業
4	2. 24	本人	さかもと かつひろ 坂本 勝弘	男	省略	S13. 7. 15	73	無所属	農 業
5	2. 24	本人	なかやま くすお 中山 楠雄	男	省略	S16. 8. 5	70	無所属	農 業
6	2. 24	本人	なかやま さいいち 中山 齋一	男	省略	S16. 12. 20	70	無所属	農 業
7	2. 24	本人	ふるかわ まさみ 古川 勝巳	男	省略	S14. 1. 1	73	無所属	農 業
8	2. 24	本人	ふるかわ ゆきひろ 古川 幸弘	男	省略	S15. 8. 15	71	無所属	農 業
9	2. 24	本人	やました としかつ 山下 利勝	男	省略	S19. 1. 8	68	無所属	農 業
10	2. 24	本人	やました よしひろ 山下 美洋	男	省略	S18. 2. 13	69	無所属	農 業
11	2. 24	本人	おか まさくに 岡 昌邦	男	省略	S16. 2. 11	71	無所属	農 業
12	2. 24	本人	かみのごう ひろし 上之郷 博	男	省略	S24. 1. 12	63	無所属	農 業
13	2. 24	本人	くぼ よしひろ 久保 芳洋	男	省略	S23. 10. 22	63	無所属	農 業
14	2. 24	本人	こぶ いたお 古布 逸郎	男	省略	S25. 5. 21	61	無所属	農 業
15	2. 24	本人	こぶ たけお 古布 猛雄	男	省略	S19. 3. 13	67	無所属	農 業
16	2. 24	本人	ひろ くすひこ 廣 楠彦	男	省略	S21. 11. 7	65	無所属	農 業
17	2. 24	本人	まつおか そうじ 松岡 壯次	男	省略	S21. 12. 17	65	無所属	農 業
18	2. 24	本人	うめだ ひろし 梅田 宏	男	省略	S26. 12. 16	60	民主党	会 社 員
19	2. 24	本人	おかだ こういち 岡田 耕一	男	省略	S37. 4. 20	49	無所属	会 社 員
20	2. 24	本人	おかだ しずお 岡田 静夫	男	省略	S31. 7. 2	55	無所属	会 社 員
21	2. 24	本人	こんどう さとる 近藤 覚	男	省略	S31. 4. 8	55	無所属	公 務 員
22	2. 24	本人	にしもと かずお 西本 和生	男	省略	S16. 11. 9	70	無所属	農 業
23	2. 24	本人	まつい みさこ 松井美佐子	女	省略	S36. 6. 7	50	無所属	農 業
24	2. 24	本人	いのうえ みちお 井上 道雄	男	省略	S24. 1. 3	63	無所属	会 社 員
25	2. 24	本人	おぐら ふじみ 小倉 藤巳	男	省略	S40. 12. 18	46	無所属	農 業
26	2. 24	本人	さかもと りょういち 坂本 亮一	男	省略	S37. 2. 7	50	無所属	会 社 員
27	2. 24	本人	なかい ひさお 中井 壽夫	男	省略	S22. 10. 14	64	無所属	自 営 業
28	2. 24	本人	なかむら はつひこ 中村 初彦	男	省略	S34. 9. 29	52	無所属	農 業
29	2. 24	本人	なかや てつお 中屋 貫雄	男	省略	S20. 3. 9	66	無所属	農 業
30	2. 24	本人	にしだ としかず 西田 俊一	男	省略	S30. 12. 18	56	無所属	会 社 員
31	2. 24	本人	まとは ひろき 的場 弘毅	男	省略	S32. 8. 25	54	無所属	農 業

伊勢南部土改選選挙長告示第2号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成24年2月24日

伊勢南部土地改良区総代選挙
選挙長 近藤 弘

伊勢南部土改選選挙長告示第3号

平成24年3月1日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び
場所を、下記のとおり定めます。

平成24年2月24日

伊勢南部土地改良区総代選挙
選挙長 近藤 弘

記

- 1 日 時 平成24年3月1日(木) 午前10時
- 2 場 所 伊勢市上野町1215番1
JA伊勢 伊勢南部支店 2階会議室

伊勢市公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成24年2月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 10 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市道路整備プログラム（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 24 年 2 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市道路整備プログラム（案）
- 2 案の公告日
平成 23 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市道路整備プログラム（案）への意見募集の結果

意見の概要と意見に対する市の考え方

■意見の募集期間 平成 23 年 12 月 1 日（木）～平成 23 年 12 月 27 日（火）

■意見総数 1 件

ご意見	市の考え方
<p>県道伊勢南島線への市道（街路）接続道は、当該路以外は各路線整備され、車はスムーズに流れている。</p> <p>八日市場～曾祢地域に関する区間は道幅が狭く交互通行が不便である道路として、ドライバーはよく知っている。この八日市場～曾祢～御菌ラインは必ず重要な幹線道路の一本になるはずである。</p> <p>船江～一之木（バロー前）～御菌ラインが済めば、次はこのラインだということも聞いている。御菌区域と同一路線であるので、早急な工事開始決定を要望する。</p>	<p>ご意見いただきました八日市場高向線（八日市場～曾祢間）につきましては、昭和 21 年に計画幅員 15m で都市計画決定がなされましたが、現在においても整備がなされていません。このことについて、ご心配をおかけしておりますことを、まずもって、お詫び申し上げます。</p> <p>市内には、当該区間のように、整備計画はあるものの、長期にわたり整備がなされていない幹線道路（未整備幹線道路）の路線総延長が約 30km ありました。このため、平成 19 年から 23 年にかけて、未整備幹線道路の必要性を整理し、計画の見直しを行いました。その結果、一部計画の廃止等を行いました。現在においても、未整備幹線道路の路線総延長は約 20km ございます。（当該区間もこの未整備幹線道路に含まれています。）</p> <p>このような経過を踏まえ、厳しい財政状況のなか、効果的に幹線道路の整備を進めるため、今後の幹線道路の整備方針を示すものが、本伊勢市道路整備プログラム（案）になります。本プログラムでは、未整備の幹線道路について、費用対効果や道路の機能により整備重要度のランクづけを行い、概ね 10 年以内に事業着手を予定する区間を定めております。今回ご意見をいただいた当該区間（八日市場～曾祢間）については、10 年以内の事業着手予定区間には入っておりません。</p> <p>当市としましても、当該区間（八日市場～曾祢間）については、整備が必要な幹線道路として位置づけをしておりますが、当面整備予定がない区間であることをご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本道路整備プログラムについては、事業の進捗により 3 年で検証、10 年で見直しを予定しております。</p>

伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 24 年 2 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市第 6 次老人福祉計画・第 5 期介護保険事業計画（案）
- 2 案の公告日
平成 24 年 1 月 4 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部介護保険課に備え置いて縦覧に供します。

「伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（案）」に対する
パブリックコメントの結果について

平成24年2月23日
伊勢市介護保険課

「伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（案）」について、平成24年1月10日から1月31日まで意見募集を実施しましたところ、1件のご意見をいただきました。

このたび、お寄せいただきましたご意見と、それに対する市の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、ご報告いたします。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見の概要	意見に対する考え
<p>合併後、旧伊勢市にばかり税金を用いて、小俣在住の高齢者には使われていないのではないか。弱者の買い物や病院に行く足である福祉バスがなくなり、高齢者は家にこもって外出しないので、認知症や寝たきり老人が多くなるのだと思います。</p> <p>もっと思いやりの気持ちを持って、小俣の高齢者にもやさしい老人福祉計画を望みます。</p>	<p>高齢者の外出を支援する施策として、「老人乗合バス運賃助成事業（寿バス券の交付）」を実施しております。このバス券は、市内に住民票を有する75歳以上の高齢者が対象で、路線バス及びコミュニティーバスでの利用が可能となっております。</p> <p>また、寝たきり等の方への外出支援としましては、「外出支援サービス事業（リフト付きタクシー券交付）」も実施をしております。</p> <p>本計画におきましても、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」の基本施策のひとつとして、高齢者の移動手段の確保を引き続き計画に位置づけ、今後も外出支援事業の継続を進めていきます。</p> <p>更なる高齢社会の進展を踏まえ、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉施策を推進していきます。</p>

伊勢市公告第 12 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町溝口	秋田犬	虎	雄	大	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 2 月 23 日

3 抑留期限 平成 24 年 3 月 1 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 13 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 2 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
藤井 昭仁	大阪府大阪市北区山崎町 5 番 10 号

伊勢市公告第 14 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 2 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。